

港区役所及び港区保健福祉センター後援名義等使用審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 港区役所及び港区保健福祉センターにおける後援等名義の使用に関し、行政としての公平性や透明性を確保するため、港区役所及び港区保健福祉センター後援名義等使用審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、必要な審議を行うものとする。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、港区役所及び港区保健福祉センターにおける後援等名義の使用に関する要綱第5条（名義使用の承認の要件）について審議を行う。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、区長をもってあてる。
- 3 委員は、港区副区長及び港区役所の課長級職員をもってあてる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。

(審査委員会の開催)

第4条 審査委員会は、委員長が、対象案件の調査審議を行うため隨時委員を招集して行う。

- 2 審査委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 3 審査委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に審査委員会への出席を求める、意見を聞くことができる。
- 6 緊急やむを得ない事情があるなど、委員長が書類の回議をもって審議会に代えると判断した場合には、前5項の規定にかかわらず、書類審議とすることができる。

(庶務)

第5条 審査委員会の庶務は、総務課において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。